

一般廃棄物処分業許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- (1) 2部（控え1部を含む。）
- (2) 申請書は、左端2カ所にパンチ穴をあけ、紙ファイル綴じして提出してください。

2 様式

- 一般廃棄物処分業許可申請書（様式第八号）
一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書（様式第九号）

3 記載に関する留意事項

- (1) 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載してください。
- (2) 申請者の住所、氏名
 - ① 申請者が個人 → 住民票抄本のとおりに記載してください。
 - ② 申請者が法人 → 法人の登記簿謄本のとおりに記載してください。
- (3) 別紙2-①について、該当する者が、個人にあつては、住民票抄本のとおりに、法人にあつては、登記簿謄本のとおりに記載してください。

4 添付書類に関する留意事項

- (1) 登記簿謄本：申請日から3ヶ月以内 履歴事項全部証明書
- (2) 住民票抄本：申請日から3ヶ月以内 本籍地が記載されたもの
- (3) 納税証明書：法人税納税証明書、所得税納税証明書（その1 納税等証明用）
前橋市税の納税証明書（完納証明書）
- (4) 委任状：申請手続きを代行した場合、委任の範囲を記載して押印して添付

5 その他

申請手数料は、申請日に廃棄物対策課で発行する納付書にて金融機関に振込みください。

- ▶ 新規、更新、変更許可 1件につき5,000円

従事者証交付申請書提出に係る留意事項

一般廃棄物処分業許可申請者は同時に申請が必要です。

1 提出部数等

1部

2 様式

従事者証交付・再交付申請書（様式第十七号）

3 添付書類に関する留意事項

- (1) 「従事者証申請者一覧」を添付してください。
- (2) 一般廃棄物処分業務に従事するもの全員を申請してください。
- (3) 更新許可申請と同時に交付申請する場合、住民票抄本は更新許可申請書に添付した住民票抄本のコピー可。
- (4) 貼付する写真は正面、無帽、無背景としてください。

4 その他

申請手数料は、申請日に廃棄物対策課で発行する納付書にて金融機関に振込みください。

- ▶ 手数料 (申請人数) × 1,000円

一般廃棄物処分業の許可申請に係る提出書類一覧表

◆ 提出を要する書類及び添付図面

新規許可申請：該当する全ての書類（◎、○が付してある書類）

更新許可、変更許可申請：○が付してある書類については、前回添付した場合は不要

提出書類	添付書類	申請者別	
		法人	個人
一廃（新規・更新）	① 法人登記簿謄本	◎	—
一廃（変更）	② 法人の役員の本籍地の記載された住民票抄本	◎	—
	③ 百分の五以上の株式保有者又は出資者の本籍地の記載された住民票抄本（法人の場合は、登記簿謄本）	◎	—
	④ 令6条の10に規定する使用人の本籍地の記載された住民票抄本	◎	◎
	⑤ 本籍地の記載された住民票抄本	—	◎
	⑥ 法定代理人の本籍地の記載された住民票抄本	◎	◎
	⑦ 定款（又は寄付行為）	◎	—
	⑧ 既に許可を得ている市町村の許可一覧	◎	◎
	⑨ 一般廃棄物処理の工程図（フローチャート）（排水処理及び排ガス処理を含む）	○	○
	⑩ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図	○	○
	⑪ 申請者が施設の所有権を有する事を証する書類（所有権を有しない場合は使用する権原を有する事を証する書類）	◎	◎
	⑫ 中間処理後の一般廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類及び図面	○	○
	⑬ 委任状（委任している場合）	◎	◎
別紙 1	事務所及び事業場の所在地案内図（住宅地図の写しで可）	◎	◎
別紙 2	従業員の住所氏名等	◎	◎
別紙 3－1	作業計画書（中間処理施設）	◎	◎
別紙 3－1	作業計画書（最終処分場）	◎	◎
別紙 3－2	事業の用に供する施設の構造等	◎	◎
別紙 3－3	事業の用に供する保管の場所等	◎	◎
別紙 4	公害防止計画（最終処分場）	◎	◎
別紙 5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金調達方法	○	○
別紙 6	資産に関する調査		
	① 決算書（貸借対照表、損益計算書） 直近 1 カ年分	◎	◎
	② 法人税納税証明書（その 1） 直近 1 カ年分	◎	—
	③ 所得税納税証明書 直近 1 カ年分	—	◎
	④ 前橋市税の納税証明書（完納証明書）	◎	◎
別紙 7	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	◎	◎
	① 講習会修了証の写し(法人)役員、事業場の代表者 (個人)申請者、政令で定める使用人	○	—
	② 技術管理者の資格を証する書面（令5条施設を有する者）	—	○
別紙 8	誓約書 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨	○	○
別紙 9	誓約書 前橋市規則第16条の2各号に該当しない旨	◎	◎
手数料	新規許可 ￥5,000円 更新許可 ￥5,000円 変更許可 ￥5,000円		
従事者証交付申請者一覧		◎	◎
従事者証交付申請書		◎	◎
申請する従事者の本籍地の記載された住民票抄本		◎	◎
手数料	1人あたり ￥1,000円		